

地方独立行政法人青森県産業技術センター

第二期中期計画

目 次

はじめに	1
I 中期計画の期間	1
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1
1 本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進と成果の移転・普及	1
(1) 試験・研究開発の重点化	2
(2) 連携による試験・研究開発の推進	2
(3) 試験・研究開発の成果の移転・普及	2
ア 生産現場に有益な技術・情報の提供	2
イ 商品化・実用化の推進	3
(4) 試験・研究開発の進行管理及び評価	3
ア 中期計画ロードマップの作成	3
イ 内部評価と外部評価の実施	3
2 産業活動への総合的な支援	3
(1) 技術相談・指導	3
(2) 依頼試験・分析・調査及び設備・機器の利用	4
ア 依頼試験・分析・調査の実施	4
イ 設備利用・機器貸出の実施	4
(3) 関係団体、産業界等との連携・協力	4
(4) 知的財産等の創造・管理・活用	5
ア 創造と権利化の促進	5
イ 適正管理と有効活用	5
ウ 優良な種苗・種畜等の生産と供給	5
(5) 事業化及び商品化への支援	5
ア あおもり農商工連携助成事業による支援	5
イ 6次産業化に取り組む生産事業者の支援	6
3 試験・研究開発の取組状況等の情報発信	6
(1) 多様な広報媒体を利用した情報発信	6
(2) 迅速な情報提供	6
4 緊急事態への迅速な対応	6

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	6
1 業務運営	6
2 組織運営	7
(1) 企画経営機能の発揮	7
(2) 各試験研究部門による一体性の確保	7
3 職員の確保と能力の向上	7
(1) 職員の資質向上	7
(2) 適正な人事評価	8
Ⅳ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	8
1 運営経費の執行の効率化	8
2 外部からの研究資金の導入と自己収入の確保	8
3 剰余金の有効な活用	8
Ⅴ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	8
Ⅵ 短期借入金の限度額	8
1 短期借入金の限度額	9
2 想定される理由	9
Ⅶ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	9
Ⅷ 剰余金の使途及び積立金の処分にに関する計画	9
1 剰余金の使途	9
2 積立金の処分にに関する計画	9
Ⅸ その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置	9
1 法令遵守	9
2 情報管理・公開	10
3 労働安全衛生管理	10
4 施設・設備の計画的な整備	10
（別紙1）試験・研究開発の推進事項	11
（別紙2）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	13

はじめに

地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「センター」という。）は、第一期中期計画の期間（平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間）において、工業や農林、水産、食品加工の4研究部門を統合した総合的な試験研究機関として、試験・研究開発の効率的な推進に向けた運営の基盤づくりを行いながら、本県産業の未来を支える試験・研究開発や新しい産業活動及び優れた製品等の開発・事業化への支援、試験・研究開発の成果の移転・普及等に取り組んできた。

第二期中期計画の期間においては、これまでの成果を継承しながら青森県知事から指示を受けた中期目標を達成するため、技術の実用化や売れる商品づくり等の出口を見据えた取組を戦略的かつ重点的に推進し、生産や製造等の担い手（以下「生産事業者」という。）の収益力向上に貢献する「生産事業者や県民の身近な試験研究機関」という役割を果たすため、役職員が一丸となって次の業務を推進する。

- 1 試験・研究開発のニーズを的確に把握し、選択と集中による試験・研究開発を行うとともに関係団体等との連携を強化し、生産事業者が抱える諸課題の早期解決と成果の普及に取り組む。
- 2 生産事業者からの技術相談や試験・分析・設備の貸出等の依頼に的確に対応するとともに、知的財産の活用や商品化・実用化等を支援し、生産事業者をはじめ県民に対して広くセンターの取組状況を情報発信する。
- 3 企画経営機能を発揮した組織運営により、職員の資質向上や運営経費の効率的な執行、労働安全衛生の徹底、施設・設備の計画的な整備等に取り組む。

I 中期計画の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進と成果の移転・普及

本県産業の持続的な発展を支えるため、関係団体等と連携して地域資源や研究資源を有効に活用し、工業や農林、水産、食品加工の4研究部門が一体となって、重点化した試験・研究開発に取り組みながら、産学官連携による共同研究等も推進し、生産事業者等の要望に柔軟に対応する。

また、技術の実用化や売れる商品づくり等の出口を見据えた試験・研究開発を推進すると

ともに、得られた成果を生産事業者や関係団体等に提供し、その速やかな移転・普及に取り組む。

(1) 試験・研究開発の重点化

試験・研究開発について、本県の産業振興における重要性や緊急性、波及効果の大きさ等の視点から重点化を図り、課題解決の迅速化につなげる。

試験・研究開発の推進事項は、今後の発展が期待される医療・健康・福祉分野等の産業振興に向けた素材や技術、本県の農林畜産業の成長産業化を支援する技術、全国有数の水産県として安定的な漁業生産を維持する技術、安全・安心で利便性や健康志向に対応する食品づくり等、別紙1のとおりとし、具体的な試験・研究開発の実施課題は、生産事業者や関係団体等との情報交換等を通じて把握したニーズを踏まえて設定する。

(2) 連携による試験・研究開発の推進

研究目標の早期達成及び効果的な対策の提供に向け、センターの各研究部門の連携をはじめ、生産事業者や関係団体、他の試験研究機関、連携協定を締結した大学等との情報交換等により、技術力の向上とノウハウの蓄積を図るとともに、地域資源及び研究資源を効率的に活用しながら試験・研究開発に取り組み、生産事業者等が抱える諸課題を解決する。

さらに、生産・製造現場等（以下「生産現場」という。）に出向く等により、生産事業者が抱える個々の課題の解決に努めるほか、外部からの研究資金を活用した受託研究や共同研究等に積極的に取り組むなどして、試験・研究開発を推進する。

(3) 試験・研究開発の成果の移転・普及

試験・研究開発の成果について、ITの活用等により生産事業者や関係団体等に速やかに提供して移転・普及を図るほか、その効果を高めるため、行政機関や関係団体等と連携して生産現場における検証等を行い、技術改良等のフォローアップを通じて、生産事業者が抱える課題の解決を図る。

ア 生産現場に有益な技術・情報の提供

生産事業者の収益力向上等を推進するため、試験・研究開発の成果について、電子メールやホームページなどのITの活用等により、有益な技術・情報として速やかに提供するほか、行政機関・関係団体等と連携した研究会や意見交換会の開催等を通じて技術改良等を行い、生産現場において迅速に活用できるようにする。

特に、農林水産分野においては、普及指導機関等と連携し、生産現場に提供した技術・情報等の活用状況を把握するほか、生産現場が抱える諸課題を解決する。

(中期計画の期間に達成すべき数値目標1)

普及する技術・指導参考資料に選定される技術等の件数：340件

イ 商品化・実用化の推進

生産事業者が試験・研究開発の成果を活用した商品づくりを進めるため、企画段階から生産事業者と共同して試験・研究開発に取り組むほか、生産現場に出向いて生産事業者の状況に即した技術改良等を行うなど、これまでに移転した技術等のフォローアップを行う。

(中期計画の期間に達成すべき数値目標 2)
成果の商品化・実用化の件数：150件

(4) 試験・研究開発の進行管理及び評価

試験・研究開発の課題設定と実施課題の進捗状況は、センターの内部評価を行って管理するほか、有識者等で構成する外部評価の結果を反映させ、諸課題の早期解決を図る。

ア 中期計画ロードマップの作成

中期計画の期間に実施する試験・研究開発について、課題毎の実施内容を明確に整理したロードマップを作成し、毎事業年度の取組実績を反映させ、実施課題の達成状況を把握しながら進行を管理する。

イ 内部評価と外部評価の実施

理事長及び理事等で構成する研究推進会議において、予定する研究課題の計画を精査するとともに、実施している研究課題の進捗に即して実施計画等の見直しや、終了した研究課題を評価してフォローアップ等の方向付けを行うほか、緊急に実施すべき研究課題は、役員特別枠研究課題として、理事長及び理事で構成する会議において選定し、即時に開始する。

また、外部の有識者で構成する研究諮問委員会において、事前・継続・事後の各段階における評価を行い、その結果を試験・研究開発の実施内容等に反映させるとともに公表し、県民に開かれた試験研究機関としての中立性・公平性を確保する。

2 産業活動への総合的な支援

生産事業者や関係団体等の生産活動を下支えするため、技術相談や試験・分析の依頼、設備の貸出等に的確に対応する。

また、積極的に関係団体・産業界等と情報交換しながら、知的財産の創造と活用や優良な種苗の生産と供給、商品化や事業化の支援等を行う。

(1) 技術相談・指導

生産事業者や関係団体等から受けた技術的な相談や指導の要望に対して、ITの活用等に

よって対応するほか、生産現場へ出向く等により、個々の生産事業者が抱える課題を把握し、その場で指導するなど、迅速かつ的確な解決策を提供する。

また、農林水産分野においては、普及指導機関と連携して生産現場に出向き、生産事業者や関係団体等の要望に応える。

(2) 依頼試験・分析・調査及び設備・機器の利用

生産事業者や関係団体等から受けた試験・分析・調査の依頼に対して、保有する設備・機器を有効に活用して適切に対応し、成績書の発行や考察を附した結果の提供等を行う。

ア 依頼試験・分析・調査の実施

生産事業者や関係団体等からの依頼による材料試験・機器分析・デザイン・木材加工等は、技術相談時や生産事業者への訪問時等において積極的にPRするとともに適切に対応する。

また、設備・機器の導入に合わせて、実施する項目の多様化に努めるほか、機器等の取扱に習熟している研究員によるOJTや機器メーカーが開催する講習会への参加等を通じて対応する職員のスキルアップを図り、高度化するニーズに応える。

(中期計画の期間に達成すべき数値目標3)

依頼試験・分析・調査の件数：11,500件

イ 設備利用・機器貸出の実施

生産事業者や関係団体等からの依頼による材料加工関連機械や分析・計測関連機械等の利用・貸出は、技術相談時や生産事業者への訪問時等において積極的にPRするとともに適切に対応する。

(中期計画の期間に達成すべき数値目標4)

設備利用・機器貸出の件数：2,850件

(3) 関係団体、産業界等との連携・協力

試験・研究開発等により蓄積したセンターの技術とノウハウを広く活用してもらうため、商品化技術研修会や研究成果発表会、技術展示等を開催するほか、県産素材の利活用に向けた研究会の活動等を通じて関係団体や産業界等と積極的に情報交換する。

また、青森県営農大学校の講師等として研究員を派遣し、産業界や教育機関、行政機関等からの要望に応えるほか、研究成果の展示・試食を主体に測定機器の実演や子供向けの体験講座等を組み合わせた公開デーを開催し、地域産業の担い手の育成や子供たちの産業技術に対する理解の増進等を図る。

(4) 知的財産等の創造・管理・活用

試験・研究開発等によって得られた新たな技術の優位性を高め、それを活用する生産事業者の収益力向上等を図るため、知的財産等の創造と権利化を促進し、適正な維持管理のもと有効に活用する。

ア 創造と権利化の促進

県産素材を活用した商品開発や開発した技術等の優位性及び独自性を高めるため、各種研修会の開催はもとより、関係機関が開催する研修会への参加や弁理士への個別相談等を通じて、特許等の取得に向けた研究員のスキルを向上させるとともに、生産事業者等との共同研究による取組を進め、新たな製品・製法等や優良な品種・種畜等の創造と権利化を促進する。

(中期計画の期間に達成すべき数値目標5)

知的財産・優良種苗の出願等の件数：100件

イ 適正管理と有効活用

外部有識者を交えた職務発明審査会等において定期的な検証を行い、権利を適正に維持・管理するとともに、生産事業者への訪問時及び各種イベントの開催時において、技術内容や活用について積極的にPRするほか、ホームページへの掲載等を通じて権利の実施許諾を促進する。

ウ 優良な種苗・種畜等の生産と供給

農林漁業者が安全・安心で高品質な農林水産物を安定的に生産するため、水稻・にんにく・ニジマス等の優良な種苗を生産して供給する。

(5) 事業化及び商品化への支援

センターが取り組む試験・研究開発のほか、県の「攻めの農林水産業推進基本方針」や「あおもり農工ベストミックス新産業創出構想」等 に示されている方向性に沿って、生産事業者が取り組む商品の開発や販路の開拓等に対する支援を推進する。

ア あおもり農商工連携助成事業による支援

県内の農林漁業者と中小企業者とが連携し、それぞれの経営資源を活用して新商品や新技術を開発するなど、経営革新に向けた取組に対して助成し、農商工連携を支援・推進する。

事業の実施にあたっては、県や関係団体と連携した相談会等において効果的なPRを行い、農林漁業者への利活用を働きかけるほか、計画の実現に向けてフォローアップする。

イ 6次産業化に取り組む生産事業者の支援

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）に基づく施策を活用し、農林漁業者が行う6次産業化に係る各種の計画作りや実現に向けた取組を支援する。

また、農林漁業者が抱える技術的な課題については、センターの各研究所が相談に応じて、相談者と一緒に解決を図る。

3 試験・研究開発の取組状況等の情報発信

（1）多様な広報媒体を利用した情報発信

生産事業者や県民の身近な試験研究機関として活用されるため、試験・研究開発や技術支援等の取組状況をホームページや広報誌、マスメディア等の多様な広報媒体を利用して広く発信する。

ホームページについては、図表はもとより動画等を掲載するほか、WEBフォームを用いて生産事業者等の意見を聴くなど、コンテンツの充実を図る。

（2）迅速な情報提供

農作物の生育状況等の調査結果について、センターのホームページや県が運営する青森県農業情報サービスネットワークに掲載するほか、マスメディアの取材や業界誌を通じて迅速に情報発信する。

また、陸奥湾の海況情報を、センターが保有する陸奥湾海況自動観測システムによって、ホームページに掲載するほか、携帯電話でも利用可能とするなど、最新のデータを迅速に提供する。

4 緊急事態への迅速な対応

県との緊急時における業務連携に関する協定に基づき、気象災害や高病原性鳥インフルエンザ等の重要家畜伝染病、病害虫や魚病の発生等の緊急事態に備えて県と情報交換し、これらが発生した場合は、技術的対策の情報提供や職員の動員等、被害の拡大防止対策に迅速に対応する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営

技術の実用化や売れる商品づくり等の出口を見据えた取組を戦略的かつ重点的に推進するため、費用対効果を踏まえた業務の見直しを適時適切に行う。

また、センターを利用する生産事業者等を対象にアンケート調査等を実施し、その結果を業務運営に反映させるほか、共同研究や受託研究等については、研究所長の決定により即時に開始するなどして、迅速かつ質の高いサービスを効率的に提供する。

2 組織運営

(1) 企画経営機能の発揮

役員で構成する理事会や役員及び研究所長等で構成する所長等会議を定期的を開催し、各研究所における業務の進捗状況を的確に把握するとともに、業務の改善要望については規程類の見直しを行うなど、迅速かつ適切な措置を講ずる。

また、生産事業者を取り巻く環境やニーズの変化等に対応し、新たな試験・研究開発を着実に実施していくため、適時に組織体制の見直し等を行うなど、企画経営機能を発揮したセンター運営を行う。

(2) 各試験研究部門による一体性の確保

I Tの活用等により、職員間のコミュニケーションを活発化させ、センター全体で情報を共有するほか、試験・研究開発を実施する部門横断的なプロジェクトチームを設置するなど、各研究部門による一体性の確保を図りながら、生産事業者や関係団体等に対して専門分野の垣根を越えた質の高いサービスを継続的に提供する。

また、生産事業者を訪問して試験・研究開発のニーズを把握する委員会をはじめ、商品づくりを促進する委員会等を設置し、各研究部門の職員が参画して、事業年度毎の取組を企画・立案・実施するなど、職員の主体性を引き出す。

3 職員の確保と能力の向上

(1) 職員の資質向上

中期計画の期間における人員適正化に関する計画を作成し、県からの派遣職員の削減を図るほか、従事する業務に応じた専門性の高い職員を計画的に採用するとともに、外部からの研究資金の獲得に合わせて任期付研究員や非常勤職員等を採用するなど、業務に応じた職員を弾力的に確保する。

また、職員に対しては、各種研修等により従事する業務の遂行に必要な能力を向上させる。

特に、研究員に対しては、試験・研究開発の成果を知的財産化する能力やプレゼンテーションする能力をはじめ、マーケティングや商品開発に関する知識を高めるため、各種研修を計画的に実施するほか、国内外の大学や試験研究機関等への派遣や学会等への参加を通じて、試験・研究開発に必要な技術力を向上させ、業務の遂行に必要な資格や学位等の取得を支援する。

（２）適正な人事評価

人事評価制度については、評価者研修等を通じて評価の精度を高めるとともに、評価結果を適正な人事配置や処遇に反映させる。

また、顕著な業績等を挙げた職員やグループを表彰し、表彰された職員等はもとより、センター全体のモチベーションを高める。

Ⅳ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営経費の執行の効率化

各研究所が保有する機器・設備や会議室等の共同利用をはじめ、消耗品や研究資材等を一括発注するほか、節電等による省エネルギー化や資料の簡素化等による省資源化を積極的に推進する。

また、理事会をはじめ、各研究部門における会議等によって、毎月の各研究所に関する予算の執行状況を全職員に周知するほか、財務事務に関する研修等を通じて職員のコスト意識の向上を図り、運営経費を適正かつ効率的に執行する。

2 外部からの研究資金の導入と自己収入の確保

日頃から国等が公募する研究事業等の情報収集に努めるとともに、企業や国等の試験研究機関、大学等の教育機関と連携し、外部からの研究資金を積極的に導入するほか、保有する機器等の積極的なPRにより依頼試験手数料等の自己収入の確保を図る。

また、外部からの研究資金を積極的に獲得するため、実績のある研究者がそのノウハウを伝授する研修会等を開催する。

3 剰余金の有効な活用

剰余金が発生した場合は、職員の資質向上、施設・設備の計画的な導入・更新等に有効に活用し、試験・研究開発の推進と成果の移転・普及の促進、生産事業者に対するサービスの向上につなげる。

Ⅴ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙２のとおり

Ⅵ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

280百万円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故等の発生により、緊急に支出をする必要が生じた際に円滑な業務の運営を図るため。

Ⅶ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

Ⅷ 剰余金の使途及び積立金の処分に関する計画

1 剰余金の使途

中期目標の期間の毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、地方独立行政法人法第40条第3項に基づく承認を受けた金額について、生産事業者支援の充実強化、研究員等職員の資質向上及び施設・設備の改善等に充てる。

2 積立金の処分に関する計画

第一期中期目標の期間の最後の事業年度の決算において積立金が発生した場合は、地方独立行政法人法第40条第4項に基づく承認を受けた金額について、生産事業者支援の充実強化、研究員等職員の資質向上及び施設・設備の改善等に充てる。

Ⅸ その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 法令遵守

県民から高い信頼を得るため、新採用研修や階層別研修を開催するほか、県との協定に基づき、県職員を対象として青森県自治研修所等において実施される各種研修等にセンター職員を参加させ、高い倫理観を維持し、法令遵守の徹底と業務執行に対する中立性と公平性を確保するとともに、試験・研究開発においては、研究活動上不正行為防止要領等に基づき、データの取りまとめや経費の執行を適正に行う。

2 情報管理・公開

情報セキュリティ規程に基づき、取り扱う内外の情報や情報システムのセキュリティを確保することはもとより、I Tの活用等においては、情報システムに接続するパソコン端末等を適正に管理するなどして情報漏えい等の防止策を講ずるほか、業務内容や業務運営の状況等に関する情報開示請求に対して適切に対応する。

3 労働安全衛生管理

職員安全衛生管理規程に基づき、総括安全衛生管理責任者を定めた労働安全衛生管理体制により、安全な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、安全管理に関する研修等を行い、事故等の未然防止に努める。

また、定期健康診断やメンタルヘルス研修、こころの健康相談を実施するなど、職員の心身の健康を増進する。

4 施設・設備の計画的な整備

施設・設備については、適切な維持管理による長寿命化に努めるとともに、県と協議しながら、計画的な整備を行う。

(別紙1)

試験・研究開発の推進事項

1 工業部門

(1) 医療・健康・福祉分野の産業振興に向けた素材や技術の試験・研究開発

- ア 県産農水産物の栄養と機能を引き出す食品素材化技術、加工技術及び発酵技術に関する試験・研究開発
- イ プロテオグリカン関連物質等の美容と健康増進に寄与する素材の探索と利用に関する試験・研究開発

(2) 低炭素型ものづくり産業及び循環型社会を支える素材や技術の試験・研究開発

- ア IT等の工業技術の活用による農業分野の省エネルギー・省力化に向けた試験・研究開発
- イ 本県製造業の生産性向上と環境対策を支援する技術の試験・研究開発
- ウ エネルギーの効率的利用に向けた光触媒やエネルギー管理システム等の新素材及び新技術の試験・研究開発
- エ 木質バイオマス等の本県未利用・低利用資源の活用促進及び環境保全に寄与する技術の試験・研究開発

(3) 本県伝統技術の興隆と新分野進出に向けた素材や技術の試験・研究開発

- ア 異分野技術の融合等による新たな工芸品製造技術・素材の試験・研究開発

2 農林部門

(1) 競争力の高い優良な品種及び種畜の試験・研究開発

- ア 高品質で安定栽培が可能な優良水稻品種の試験・研究開発
- イ りんご等果樹及び特産野菜の優良品種の試験・研究開発
- ウ バイオテクノロジー技術を駆使した優良牛増産技術の試験・研究開発
- エ 優良林木等の育種に関する試験・研究開発

(2) 競争力のある低コスト・省力技術や高品質な農林畜産物の生産技術の試験・研究開発

- ア 水稻・麦・大豆の低コスト・省力高品質安定生産技術の試験・研究開発
- イ 特産野菜の高品質安定生産・貯蔵技術の試験・研究開発
- ウ りんご等果樹の高品質安定生産技術の試験・研究開発
- エ 寒冷地型植物工場等施設野菜の高品質安定栽培技術の試験・研究開発
- オ 花き重点品目の高品質生産技術の試験・研究開発
- カ 食味に優れる畜産物生産の試験・研究開発

キ 高泌乳牛の栄養管理技術の試験・研究開発

ク 森林づくりの低コスト化と木材高度利用技術の試験・研究開発

(3) 環境負荷に配慮した安全・安心な農林畜産物の生産管理技術と環境の変動に対応した技術の試験・研究開発

ア 農産物・飼料作物の土壌管理技術と栄養生理に基づく施肥管理技術の試験・研究開発

イ 農産物の病虫害防除技術と森林被害対策技術の試験・研究開発

3 水産部門

(1) つくり育てる漁業及び内水面増養殖の推進に関する技術の試験・研究開発

ア ホタテガイ等養殖、サケ等種苗生産・放流及び増殖場・魚礁に関する技術の試験・研究開発

イ 内水面におけるニジマス等養殖及びシジミ等種苗生産・放流に関する技術の試験・研究開発

(2) 水産資源の評価・変動予測及び管理技術の試験・研究開発

ア イカナゴ・ハタハタ等海面水産資源の水準と動向等の評価、変動予測及び管理技術の試験・研究開発

イ シジミ・ヒメマス等内水面水産資源の水準と動向等の評価、変動予測及び管理技術の試験・研究開発

(3) 海洋・漁場環境モニタリングの実施と効率的漁業生産技術の試験・研究開発

ア 沖合・沿岸域の海洋環境、陸奥湾・内水面の漁場環境等のモニタリングの実施と海況予測技術の試験・研究開発

イ いか釣漁業の効率的漁業生産技術の試験・研究開発

4 食品加工部門

(1) 多様化する要望に対応した加工技術や食品の試験・研究開発

ア 競争力のあるものづくりに対応した加工技術・食品に関する試験・研究開発

イ 消費者の健康志向に対応した農林水産物の機能性成分の利活用、減塩・低カロリー食品に関する試験・研究開発

ウ 水産物の鮮度保持技術、品質測定技術に関する試験・研究開発

エ 未・低利用資源の有効活用に関する試験・研究開発

(2) 生産事業者の商品開発への支援に向けた試験・研究開発

ア 生産事業者の売れる商品づくり・高付加価値化の支援に関する試験・研究開発

(別紙2)

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
（平成26年度～平成30年度）

1 予算

（単位 百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	18,684
施設費	1,346
自己収入	1,254
売払収入	978
使用料及び手数料収入	49
助成金	10
農商工連携ファンド運用益収入	193
雑収入	24
受託研究等収入	1,393
補助金	262
目的積立金取崩収入	20
計	22,959
支出	
業務費	15,639
試験研究経費	4,115
農商工連携ファンド補助金経費	193
人件費	11,331
一般管理費	4,319
（内人件費）	（1,582）
受託研究等経費	1,393
施設費	1,346
補助金	262
計	22,959

注）人件費の見積もりにあたっては退職手当508百万円を含みます。

2 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	23,557
経常費用	23,557
業務費	16,593
試験研究経費	3,451
受託研究等経費	1,393
補助金経費	239
農商工ファンド助成経費	179
職員人件費	11,331
一般管理費	4,319
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	2,645
臨時損失	0
収益の部	23,537
経常収益	23,537
運営費交付金	18,020
受託研究等収益	1,393
補助金等収益	239
農産物等売払収益	978
使用料及び手数料収益	49
農商工連携ファンド運用益	179
雑益	34
財務収益	0
資産見返運営費交付金等戻入	1,195
資産見返物品受贈額戻入	268
資産見返補助金等戻入	1,182
臨時利益	0
純利益	△ 20
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	20
総利益	0

注) 金額については見込みであり、今後、変更する可能性があります。

3 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	22,959
業務活動による支出	20,917
投資活動による支出	2,042
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	22,959
業務活動による収入	21,400
運営費交付金による収入	18,684
売払収入	978
使用料及び手数料収入	49
助成金	10
雑収入	24
受託研究等による収入	1,393
補助金等収入	262
投資活動による収入	1,539
農商工連携ファンド運用益収入	193
施設費による収入	1,346
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	20